

市庁舎レストラン（味ふうせん）が新しくオープンしました



市庁舎のレストランはどなたでも利用できます。3種類の日替わりランチ（和食、洋食、中華）をはじめとした多彩なメニューやテイクアウト商品（お弁当、丼物、飲み物など）も多数ご用意しています。日替わりランチは（500円＋税）でご提供します。市役所へお越しになった際など、是非ご利用ください。

営業時間 7時30分～21時

※グランドオープン（3月ごろ

予定）までは11時～14時です。

定休日 土曜日・年末年始

問合せ 行政課行政係



納期限のお知らせ

問合せ 税務課管理係

3月2日(月)は固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期の納期限です。納付場所は、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストアです。期限内の納付をお願いします。納付書を紛失した場合は税務課窓口で再発行します。口座振替の申込みをしている場合は、納期限の日に引き落としされますので、口座残高をご確認ください。

口座振替制度は、金融機関が皆さんの指定した預貯金口座から納付を済ませる制度です。納期のたびに金融機関などに行く必要がなく、納付を忘れることもないため、大変便利です。是非ご利用ください。

今後の納税のこよみ

納期限	税金の種類
3月2日(月)	固定資産税・都市計画税第4期 国民健康保険税第8期

ひとりひとりがかしこく暮らす

かし子さんの消費者トラブル手帳⑪（高齢者編）

問合せ 商工課商工係

もしものときは、クーリング・オフ制度を利用しましょう

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、法定の契約書面を受け取った日から8日間（いわゆるマルチ商法、内職・モニター商法は20日間）であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフの効果

- ・支払った金額は全額返金されます。
- ・契約書に「キャンセル料」や「違約金」について書かれていても、これらを一切支払う必要はありません。
- ・商品などの引き取りにかかる費用は業者の負担となります。すでに工事が行われていても、業者の負担でもとに戻してもらえます。

クーリング・オフできる期間

訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールス、催眠商法を含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供（エステ、外国語会話教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売（内職・モニター商法）	20日間

※期間の起算日は、「法定の契約書面が交付された日」からで、いずれも初日を算入。

通信販売の場合はクーリング・オフ制度はありません

ただし、通信販売業者が広告に返品特約の表示をしていない場合は、商品等を受け取ってから8日間は、送料自己負担での返品が可能です。

あきらめないで！！

業者のウソや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合は、期間が過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。

「過量販売」なら1年間（訪問販売に限る）

訪問販売で、通常では到底必要とは考えられない過剰な量の商品の購入等をさせられた場合、契約後1年間は契約の解除ができる制度があります。

【資料提供】

愛知県県民生活部県民生活課 ☎052(954)6166

【消費生活相談】

何か困ったことが起きたらご相談ください。

とき 第2・3木曜日 13時30分～16時

ところ 市役所1階相談室2

※上記の時間は電話による相談（☎(41)3311）も受け付けます。

